

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。この考え方のもと、取締役・従業員はそれぞれ求められる役割を理解し、法令・社会規範・倫理等について継続的に意識の維持向上を図り、着実な実践につなげ、適正かつ効率的な企業活動を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は対象企業との長期的・安定的な関係の構築・強化が当社の中長期的な企業価値向上に寄与すると判断される場合に限り、当該株式の政策保有について検討いたします。

政策保有株式を保有している場合、取締役会にて中長期的な観点から保有目的及び合理性を確認のうえ、個別銘柄ごとに保有の適否を検証するものとします。なお、保有意義の希薄化が認められた場合には、当該保有株式の縮減を検討いたします。

政策保有している株式の議決権を行使する際には、当該会社の企業価値向上、及びそれによる当社の企業価値向上に寄与するかを総合的に勘案し、議案に対する賛否を判断しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社と取締役の取引及び取締役の競業取引は、法令及び「職務権限規程」に従い、取締役会の事前承認を取得し、取引後には取締役会に結果を報告することとしております。また、取締役及び主要株主に対し、年度ごとに本人もしくは二親等以内の親族(所有会社とその子会社を含む)と当社間の一定金額以上の取引について確認を行っております。

支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引については、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において承認を得ることとしております。

【補充原則2-4①. 多様性の確保についての考え方】

当社は、「インターネットを通じて、世界をより良くする。」というコーポレートミッションのもと、まだ世の中にはない新しい価値や驚き、喜びやワクワクをより多くの人々へ提供するために日々挑戦を続けております。その実現のためには性別、年齢、国籍、入社経路等を問わない多様な人材の活躍が重要であると考えており、今後も多様な人材の採用・育成・登用を継続してまいります。詳細については、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/social/>

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、基金型・規約型の確定給付企業年金及び厚生年金基金のいずれも運用しておらず、確定拠出年金のみを導入して運用しておりますが、確定拠出年金についてもその運用が従業員の資産形成に大きな影響を与えることに鑑みて、運用機関の選定を複数観点からの検討に基づいて行うとともに、従業員への運用に関する教育の実施や運営管理機関のモニタリング等を通じて、適切な運用を図っております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は、Mission(存在意義)、Vision(目指す姿)、Value(行動規範)に表され、これらをコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/corporate/mission/>

また、経営戦略及び経営計画等については、有価証券報告書、決算短信及び決算説明会資料等にて開示しております。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社では、取締役会においてコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定め、これをコーポレートサイト及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等にて開示しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

・方針

外部専門機関による客観的な報酬データを用いて市場全体及び事業・人材獲得で競合する企業群の双方と比較したうえで、内部公平性・経営状況を総合的に勘案して公正かつ競争力のある水準としております。

当社の役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」並びに業績連動報酬である短期インセンティブとしての「単年度賞与」及び中長期インセンティブとしての「株式報酬」の3つで構成されております。なお、社外取締役は客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うこと、監査等委員は客観的立場から取締役の職務の執行を監査する役割を担うことから、それぞれ基本報酬のみを支給します。

・手続

当社は取締役の個人別の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針を、過半数が社外取締役で構成される報酬委員会での諮問並びに取締役会での審議を経て、株主総会での決議の範囲内で決定しております。

固定報酬である基本報酬については、取締役会で決議した金額を支給しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

・方針

取締役候補の指名を行うにあたっては、当社を取り巻く経営環境に鑑みて取締役会に求められる知識や経験を取締役会全体として充足するように配慮したうえで、グループ経営に係る広い視野をもって、取締役会による業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に貢献すると判断される人材を選定しております。

・手続

社内取締役候補の指名については、取締役会の諮問機関である指名委員会での審議を経て決定しております。同委員会では、取締役の指名方針等の妥当性について審議し、新任及び再任の際にはその適格性を判断しております。社外取締役候補は会社法上の資格要件及び当社が制定する独立性の判断基準を勘案し決定しております。

また、取締役の解任については、当初の選任理由と照らしてその機能を十分に発揮していないと判断される場合、指名委員会での審議を経て取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

全ての取締役候補の推薦理由を、株主総会の招集通知にて都度開示しております。

[補充原則3-1③、サステナビリティの取り組み]

当社は、その存在意義を「インターネットを通じて、世界をより良くする。」と定め、当社の持つノウハウや利益を社会に還元することで、活力ある社会の実現に寄与します。また、当社は、その目指す姿を「毎日を楽しむ幸せに、社会を自由に効率的に。」と定め、昨日よりも今日、今日よりも明日を豊かにしていくためのサービスを提供することで、豊かで笑顔溢れる社会の実現に寄与します。当社は、社会が持続可能で、誰もが豊かで多様な価値観にあふれるものであるべきと考えており、その実現のために、企業市民、地域社会の一員として、当社の役割や責任を自覚し、多様性に富み、安心安全な社会の構築と、様々な社会的課題の解決に向け継続的に取り組んでまいります。当社のサステナビリティに関する取り組みは、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/>

(1)気候変動への対応について

当社は、気候変動リスクを特に重要な経営課題と位置付けて、その対応を検討してまいりました。そこで、当社は、2022年9月にTCFD提言への賛同を表明するとともに、TCFDの枠組みに基づき、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理及び④指標と目標の4分野の開示を行い、気候変動リスクへの対応について報告しております。詳細については、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/social/tcfd.html>

(2)人的資本への投資について

多様性の確保が成長のための強みになるとの認識を持ち、社員のライフステージに合った働き方ができる環境づくりのためのオリジナルプログラムを運営しております。

また、従業員がお互いに切磋琢磨し合い、一人ひとりの高い成長を実現するために「挑戦できる」、「成長できる」、「称えあえる」、「社会貢献できる」という4つのキーワードに基づき、様々な成長支援制度を導入し、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組んでおります。

今後も、人的資本の観点から当社の目指す姿の実現や持続的な成長を推進してまいります。詳細については、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/social/>

(3)知的財産への投資について

当社は、事業展開に合わせ、知的財産の保護や権利化を積極的に行っております。製品・サービスの新規開発やグローバル対応等、事業展開により創出される製品・サービスの保護と新規技術の権利化のため、特許権・商標権等について、適宜調査・審査したうえで、積極的に出願を進めております。

また、当社が提供する製品・サービスやソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害することのないよう、社内ルール構築、社内教育並びに事業部門・法務部門における事前確認を行っております。

また、他者による権利侵害についても調査のうえ速やかに適切な対策を講じております。詳細については、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/management/intellectual-property.html>

[補充原則4-1①、経営陣に対する委任の範囲の概要]

当社の取締役会は、法令に基づき業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督の機能を担っております。また、グループ全体に関わる経営方針等、法令や社内規程で定められた重要事項以外の業務執行の決定については、経営陣へ委任しております。

[原則4-9、独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、証券取引所が定める基準を参照のうえ、下記の社外取締役の独立性の判断基準を制定しております。

社外取締役の独立性の判断基準

社外取締役が下記1.から7.いずれにも該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。

- 1.当社及び当社子会社の業務執行者
- 2.当社を主要な取引先とする者(注1)又はその業務執行者
- 3.当社の主要な取引先(注2)又はその業務執行者
- 4.当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- 5.当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者の業務執行者
- 6.上記1～5の近親者(注4)
- 7.過去3年間に於いて1～5に該当していた者

注1:「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引額が連結売上高の2%以上となる場合を指す。

注2:「当社の主要な取引先」とは、当社との取引額が連結売上高の2%以上である取引先を指す。
注3:「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、団体の場合は当社との取引額が連結売上高の2%を超えることを指す。
注4:「近親者」とは、配偶者及び二親等以内の親族を指す。

[補充原則4-10①. 会社の機関設計を補完する任意諮問委員会]
取締役(監査等委員である取締役を除く)及び経営会議構成員の選任・解任及び報酬の決定手続については、独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が委員長を務める指名委員会、報酬委員会を設置し、独立社外取締役からの適切な関与・助言を得ております。指名委員会及び報酬委員会ともに、独立社外取締役4名(うち監査等委員1名)と社内取締役1名の取締役5名から構成されており、独立社外取締役が過半数を占めることで独立性・客観性を高めております。

[補充原則4-11①. 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]
取締役会は、当社を取り巻く経営環境に鑑みて取締役に求められる知識や経験等に照らし合わせ、多様な経歴を持つ取締役で構成し、取締役会の機能を効果的に発揮できる適切な規模を維持することとしております。なお、現在、取締役会は12名(うち、独立社外取締役7名)で構成されております。また、当社取締役のスキル・マトリックスを、本報告書の最終頁に記載しております。

[補充原則4-11②. 取締役の他の上場会社の役員の兼任状況]
当社は、毎年、定時株主総会の招集通知において取締役の兼任状況を記載しております。

[補充原則4-11③. 取締役会全体の実効性に係る分析・評価の概要]
当社では、2025年6月期の取締役会の実効性に関する分析と評価のため、全取締役を対象とした書面によるアンケートを実施し、アンケート回答を集計のうえ、取締役会において議論を行いました。2025年6月期の調査の概要は以下のとおりであり、取締役会の実効性が発揮できているものと考えております。

- (1)取締役会の構成について
当社取締役会は、当社を取り巻く経営環境において取締役に求められる知識や経験等に照らし合わせ、多様な経歴を持つ取締役に構成されると同時に、その機能を効果的に発揮できる適切な規模を維持しております。
- (2)意思決定プロセスについて
当社取締役会は、上程事項について活発に議論し、適切な審議を行っております。また、取締役への事前の資料送付や、個々の議題における討議事項の明確化を実施しております。
- (3)取締役の職務執行の監督について
当社取締役会は、経営状況に係る定期報告を受け、適切にリスク管理及び職務執行の監督を実施しております。
- (4)ステークホルダーとのコミュニケーションについて
当社取締役会は、株主総会や決算説明会をはじめとする投資家への情報提供、外部団体における活動、コーポレートサイト及び各種メディアを通じた広報活動等を通じて、ステークホルダーとのコミュニケーションを行っております。

一方で、アンケートにおいては特に以下の観点から意見が提出されました。

- ・取締役会の継続的な多様性拡充について
- ・事業成長等、本質的論点への集中による議論の質向上と取締役会運営の効率化について
- ・取締役会以外の討議機会の積極的な活用による更なるコミュニケーションの拡充について

当社取締役会は、独立社外取締役が過半数を占める構成を実現しておりますが、諸課題の改善を通じて取締役会の多様性・独立性・客観性を更に高め、当社取締役会の実効性及び、企業価値の向上を図ってまいります。

[補充原則4-14②. 取締役に對するトレーニングの方針]
当社は、社外取締役については、就任以降、適宜、当社グループのビジネスに関する説明を行い、各事業の戦略や方針などの必要な情報の伝達に努めております。
社内取締役については、就任時に研修等を準備し、その役割及び責務を果たすために必要とされる知識の習得の支援を行うとともに、就任後もコンプライアンスに関する研修や、アナリスト・レポートに代表される当社事業に関する客観情報の提供等、上場会社の取締役としての素養の醸成のための施策を講じております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主及び投資家との建設的な対話を継続的に実施してまいります。
IR担当取締役のもとIR担当部署を設置しており、経営企画、財務経理、法務知財、総務等の関連部署との相互連携により、株主及び投資家への情報開示体制の強化を図っております。
当社では四半期ごとに決算説明会を実施しているほか、株主及び投資家訪問、個別ミーティングの対応といった手段により対話の機会を定期的に設けており、対話により得られた意見・懸念はIR担当部署より、経営陣及び関係各部門へ適宜報告をしております。
株主及び投資家との対話にあたっては、インサイダー情報の漏洩を防止するとともに、フェアディスクロージャーを遵守し、投資判断に重要な影響を及ぼす蓋然性の高い情報の伝達を行う場合には、株主及び投資家間で情報格差が生じないよう情報管理に努めることとしております。

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応]

記載内容 更新	取組みの開示 (アップデート)
英文開示の有無 更新	無し
アップデート日付 更新	2025年9月30日

該当項目に関する説明 更新

当社は、自社の資本コストを把握したうえで、資本収益性を意識した経営を遂行することが重要であると考えております。その考えのもとROE(自己資本当期純利益率)を重要な指標の1つとして設定しており、直近3年間のROE推移は2023年6月期10.2%、2024年6月期5.0%、2025年6月期1.3%となっております。

中長期においては財務健全性確保と資本効率追求を両立すべく、自己資本比率60%以上並びに有利子負債/EBITDA倍率6倍以下を財務規律として設定するとともに、資本コストに一定のスプレッドを加味したROE10%以上を目標としており、その達成に向けて成長戦略の推進による収益性の向上を目指すとともに、安定的な株主還元の継続、並びにIR活動の強化により、適切な企業価値の評価とPBRの改善につなげてまいります。成長戦略及び株主還元の詳細は以下のURLより「2025年6月期 第4四半期 決算説明会資料」をご覧ください。

<https://hd.gree.net/jp/ja/ir/library/material.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社セコイア	96,000,000	53.53
田中 良和	14,844,800	8.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,339,000	5.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口76166)	5,216,210	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口76759)	2,765,395	1.54
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	2,182,000	1.22
藤本 真樹	1,842,821	1.03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,199,958	0.67
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,144,690	0.64
JPモルガン証券株式会社	1,114,738	0.62

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	株式会社セコイア (非上場)

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引を行う際は一般の取引条件と同様の適切な条件とすることとし、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより少数株主の利益を害することのないように対応することとしております。また、中でも重要な取引については、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において承認を得ることとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の親会社である株式会社セコシアは不動産投資及び有価証券投資を行っております。当社の代表取締役会長兼社長である田中良和が株式会社セコシアの代表取締役社長を兼務しておりますが、当社の経営判断については当社が独立して主体的に検討のうえ決定しているため、株式会社セコシアからの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っております。また、当社では取締役会における独立社外取締役の割合を過半数としており、親会社からの独立性は十分に確保されているものと認識しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	7 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	7 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
夏野 剛	他の会社の出身者								○			
飯島 一暢	他の会社の出身者											
水野 道訓	他の会社の出身者											
高木 憲一郎	他の会社の出身者								△			
島 宏一	他の会社の出身者											
渡辺 伸行	他の会社の出身者								○			
芦澤 美智子	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
夏野 剛		○	同氏は、当社の取引先である株式会社KADOKAWAの取締役を兼任しておりますが、直近事業年度における、当社の連結売上高に対する同社との取引金額の割合、及び同社の連結売上高に対する当社との取引額の割合は2%未満であります。	通信及びインターネット業界における豊富な経験を有し、同分野において教鞭をとるなど深く広い見識を以て活躍する人材です。2025年6月期においては、取締役会(全13回)に皆勤で出席し、当社グループの経営全般に関する有益な発言をいただいております。当社グループの持続的な企業価値向上実現のため、その知見に基づいた、取締役会、指名委員会、報酬委員会等での助言や提言を期待し、社外取締役に選任しております。また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
飯島 一暢		○	----	メディア事業会社における取締役を歴任し、当該業界と企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有する人材です。2025年6月期においては、取締役会(全13回中12回)に出席し、当社グループの経営全般に関する有益な発言をいただいております。当社グループの持続的な企業価値向上実現のため、その知見に基づいた、取締役会、指名委員会、報酬委員会等での助言や提言を期待し、社外取締役に選任しております。また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
水野 道訓		○	----	エンタメ事業会社における取締役を歴任し、当該業界と企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有する人材です。2025年6月期においては、取締役会(全13回)に皆勤で出席し、当社グループの経営全般に関する有益な発言をいただいております。当社グループの持続的な企業価値向上実現のため、その知見に基づいた、取締役会、指名委員会、報酬委員会等での助言や提言を期待し、社外取締役に選任しております。また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
高木 憲一郎	○	○	同氏は、過去10年以内において当社の取引先であるKDDI株式会社の執行役員を務めておりましたが、直近事業年度における、当社の連結売上高に対する同社との取引金額の割合、及び同社の連結売上高に対する当社との取引額の割合は2%未満であります。	通信及びインターネット事業会社における、事業企画・経営管理並びに監査役としての豊富な経験と識見を有する人材です。また、事業会社の代表取締役社長として企業経営経験を有する人材です。2025年6月期においては、就任以来、取締役会(全11回)及び監査等委員会(全10回)に皆勤で出席し、当社グループの経営全般に関する有益な発言をいただいております。当社グループのコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、その知見に基づいた取締役会、指名委員会、報酬委員会等での助言や提言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

島 宏一	○	○	----	人材及びインターネットサービス事業会社において執行役員及び子会社代表取締役を歴任し、業界における幅広い経験、監査役としても複数社の経験と実績、見識を有する人材です。2025年6月期においては、取締役会(全13回中12回)及び監査等委員会(全13回)に出席し、当社グループの経営全般に関する有益な発言をいただいております。当社グループのコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、事業経験に基づいた取締役会等での助言や提言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
渡辺 伸行	○	○	同氏は、当社の取引先であるTMI総合法律事務所において弁護士としてパートナーを兼任しておりますが、直近事業年度における、当社の連結売上高に対する同所との取引金額の割合、及び同所の売上高に対する当社との取引額の割合は2%未満であります。	弁護士としての豊富な経験と実績、特に企業法務、インターネットサービス関連法務に関する見識のほか、スポーツ団体における規律委員を務めるなど、組織統治に関する幅広い経験を有する人材です。2025年6月期においては、取締役会及び監査等委員会(いずれも全13回)に皆勤で出席し、当社グループのコンプライアンスに関する有益な発言をいただいております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社グループのコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、その知見に基づいた取締役会等での助言や提言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
芦澤 美智子	○	○	----	監査法人での公認会計士としての経験、産業再生機構での企業の変革プロジェクトや企業再生M&Aの研究に携わるなど、実務者・研究者として財務及び会計に関する深い見識を有する人材です。2025年6月期においては、取締役会及び監査等委員会(いずれも全13回)に皆勤で出席し、当社グループのコンプライアンスに関する有益な発言をいただいております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これらの知見に基づき、当社グループのコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、取締役会等での助言や提言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置しております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。

監査等委員会室のスタッフは内部監査室を兼務しておりますが、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。また人事異動・考課等は常勤監査等委員の同意のもとに行われるものとするにより、業務執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、会計監査に係るプロセス・監査上重要な会計項目・内部統制の整備運用状況等について意見交換と情報共有を適宜実施しております。

監査等委員会と内部監査室は監査活動において常に連携をとっております。具体的には常勤監査等委員と内部監査室は週次で監査活動及び会社の状況について情報交換を行っております。又、内部監査室は監査等委員会に出席して内部監査結果及び会社及び主要な子会社に係る情報を適宜報告しております。さらに、常勤監査等委員は必要に応じて内部監査に同席し、適宜連携することで監査の実効性を高めるよう努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

指名委員会
独立社外取締役4名、社内取締役1名の取締役5名で構成され、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会を設けております。同委員会における審議を経て取締役(監査等委員である取締役を除く)及び経営会議構成員の候補者を決定しております。

報酬委員会
独立社外取締役4名、社内取締役1名の取締役5名で構成され、独立社外取締役が委員長を務める報酬委員会を設けております。同委員会における審議を経て取締役(監査等委員である取締役を除く)及び経営会議構成員の個別報酬を決定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数

7名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動報酬制度として、社内取締役に対して、単年度の目標達成への動機づけを目的として単年度賞与を、中長期的な企業価値向上への動機づけ・株主との利害共有を目的として株式報酬を導入しております。金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針に関して、業績との連動性・株主との利害共有性の高い制度とするため、標準業績評価の報酬構成はいずれの役位においても基本報酬：単年度賞与：株式報酬の比率を概ね1：1：1としております。単年度賞与の評価指標については、持続的な成長を測るために「売上高」を、収益性の向上を測るために「営業利益」を、個々の役員の職責に応じた戦略課題の達成を測るために「個人評価」を採用しています。株式報酬の評価指標については、株主価値の向上を測るために「相対TSR」を、中長期の利益成長を測るために「営業利益CAGR」を採用しています。標準業績評価時に100%、最高業績評価時に200%、最低業績評価時に0%の支給率となるように、各評価指標に関し、インセンティブカーブを設計しております。なお、時価総額条件付ストック・オプションを廃止し、今後新たに付与を行わないこととしております。

ストックオプションの付与対象者 更新

該当項目に関する補足説明 更新

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況 更新

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2025年6月期に係る取締役の報酬については、第21期有価証券報告書において開示しております。詳細は以下のURLより有価証券報告書をご覧ください。

<https://hd.gree.net/jp/ja/ir/library/yocho.html>

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、外部専門機関による客観的な報酬データを用いて市場全体及び事業・人材獲得で競合する企業群の双方と比較したうえで、内部公平性・経営状況を総合的に勘案して公正かつ競争力のある水準としております。

当社の役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」並びに業績連動報酬である短期インセンティブとしての「単年度賞与」及び中長期インセンティブとしての「株式報酬」の3つで構成されております。なお、社外取締役は客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うこと、監査等委員は客観的立場から取締役の職務の執行を監査する役割を担うことから、それぞれ基本報酬のみを支給します。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、経営企画部より社外取締役に対して、資料の事前配布及び議事内容の事前説明を適宜行っております。その他、社外取締役からの問い合わせがあった場合には、同部が迅速に対応する体制を整えております。また、監査等委員会が監査等委員である取締役に対して、社内状況に関する情報共有や、被監査部門への聴取における調整等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)8名(うち独立社外取締役3名)、監査等委員である取締役4名(うち独立社外取締役4名)の12名で構成されております。経営の合理性と経営判断の迅速化を実現するために、毎月開催される定時取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会も開催されております。取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等の経営上重要な事項に関する意思決定、及び業務執行状況の監督を行っております。

(2)監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員1名を含む独立社外取締役4名で構成されており、取締役の職務の執行の監査と監査報告の作成、及び会計監査人の選解任及び不再任に関する議案の内容の決定等をその職務としております。監査等委員会は原則として月次で開催され、また監査等業務は年度ごとに設定される監査等方針及び計画に基づいて実施しております。監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳正な監視を行っております。さらに、会計監査人、内部監査室、及び監査等委員を補助する監査等委員会室と密接に連携しているほか、代表取締役社長と定期的に会合し、経営方針の確認及び重要課題等について意見交換を行っております。なお、監査等委員会の委員長は独立社外取締役(常勤監査等委員)である高木憲一郎が務めております。その他の委員は独立社外取締役である島宏一、渡辺伸行及び芦澤美智子であります。

(3)指名委員会・報酬委員会

当社では、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び経営会議構成員の候補者の選任並びに報酬等の決定に係る手続の透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関となる指名委員会及び報酬委員会を設置しております。いずれの委員会も、その委員の過半数が独立社外取締役であり、委員長は独立社外取締役であります。なお、指名委員会の委員長は独立社外取締役である飯島一暢が務めております。その他の委員は独立社外取締役である夏野剛、水野道訓、独立社外取締役(常勤監査等委員)である高木憲一郎及び代表取締役会長である田中良和であります。また、報酬委員会の委員長は独立社外取締役である飯島一暢が務めております。その他の委員は独立社外取締役である夏野剛、水野道訓、独立社外取締役(常勤監査等委員)である高木憲一郎及び代表取締役会長である田中良和であります。

(4)グループ経営会議

当社では、取締役会で選任された構成員からなるグループ経営会議を設置しております。グループ経営会議は、原則毎週開催しており、グループ全体における経営上の主要事項の決議を行い、業務執行の意思決定の機動性・効率性向上を図っております。グループ経営会議の議長は代表取締役社長である田中良和が務めております。その他の構成員は取締役上級執行役員である藤本真樹、大矢俊樹、小竹謙久、荒木英士、執行役員である柳原陽太及び足立和久であります。なお、柳原陽太は2025年10月1日付けで上級執行役員となります。また、グループ経営会議には常勤監査等委員が出席し、業務執行の意思決定について監査しております。

(5)内部監査

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室が内部監査を実施しております。内部監査室は事業年度ごとに策定され代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づき内部監査を行います。監査結果は代表取締役社長・監査等委員会・被監査部門に報告されます。被監査部門に対して改善事項を指摘するとともに改善の進捗状況を報告させることにより、実効性の高い監査が行われております。

(6)会計監査人

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査等委員会と会計監査人との間で連携を図りながら会計監査を受けております。2025年6月期における業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については、次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 原科 博文
指定有限責任社員 業務執行社員 新井 慎吾

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名
その他 26名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法の規定により取締役会の権限を一部取締役委任することで、経営上重要な議案の議論が一層充実することや監査等委員会の設置及び監査等委員である取締役が取締役会で議決権を有することを通じ、取締役会の監督強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社を選択しております。また、取締役会における経営上重要な事項に関する意思決定及び業務執行状況の監督に客観的な意見を反映させるため、独立社外取締役を7名選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう、定時株主総会開催日の3週間前までに株主総会参考書類等について電子提供措置をとっております。2025年の定時株主総会については、8月29日に電子提供措置を開始し、2025年9月29日に開催いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の活性化を図る一助として、開催日及び開催時間について他社株主総会と極力重複しないよう設定し、より多くの株主が出席できるよう努めております。2025年の定時株主総会は、2025年9月29日14時に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン等によるインターネットを通じ、株主総会当日に出席できない株主からの議決権行使を事前に受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株主の便宜を図るため、次の諸策を講じております。 ・議決権電子行使プラットフォームの参加 ・インターネットによる事前の議決権行使の採用
招集通知(要約)の英文での提供	株主の便宜を図るため、招集通知の英訳をコーポレートサイトに掲載しております。
その他	株主の便宜を図るため、次の諸策を講じております。 ＜招集通知の早期掲載＞ ・アクセス通知の発送に先立ち、コーポレートサイト及びTDnetに掲載。 ＜株主総会プロセスの電子化に関する取組み＞ ・2020年定時株主総会において、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を実施。総会の様子をライブ配信するとともに、ライブ配信を視聴する株主から議決権の行使、質問及び動議をインターネット上で受付。 ・2021年定時株主総会において、完全オンライン株主総会(バーチャルオンリー株主総会)を実施。総会の様子をライブ配信するとともに、ライブ配信を視聴する株主から議決権の行使、質問及び動議をインターネット上で受付。 ・2022年定時株主総会において、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を実施。本総会において、完全オンライン株主総会(バーチャルオンリー株主総会)を恒常的に開催可能とするための定款変更を実施。 ・2023年定時株主総会より、2022年の定款変更に基づき完全オンライン株主総会(バーチャルオンリー株主総会)を開催。今後も完全オンライン株主総会(バーチャルオンリー株主総会)を継続予定。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに、アナリスト及び機関投資家向けの決算説明会を実施しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとのアナリスト及び機関投資家向けの決算説明会に関しては、関連する資料の英文による開示も速やかに行い、公平な情報開示に努めております。また、各証券会社が主催する海外機関投資家向けカンファレンス等も活用しつつ、当社の経営状況全般につき海外投資家との対話を重ねております。	なし
IR資料のホームページ掲載	コーポレートサイト上に「IR情報」のコーナーを設け、決算短信、決算説明会資料、決算説明会動画配信、有価証券報告書、招集通知等の株主総会関連資料、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、コーポレート本部内にIRチームを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「グリーングループ行動規範」を制定し、当社グループがステークホルダーの関心に配慮して経営上の意思決定を行うことを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「インターネットを通じて、世界をより良くする。」というコーポレートミッションのもと、インターネットによる社会課題の解決、安心安全なインターネット社会の構築、多様性のある社会実現への貢献、の3点を軸に活動を行っております。学校訪問の受け入れや千葉大学との共同授業といった産学連携分野のほか、環境保全や人的資本についての取組等、様々なテーマで継続的に活動を行っております。当社の取り組みは、当社のコーポレートサイトに掲載しております。 https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会及びコーポレートサイト等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役会において、以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システムを整備しております。

- 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社は経営理念等を定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底を図り、職務執行が適正かつ公正に行われるように常に心掛けて当社グループの事業を推進する。
 - 当社は「倫理規程」及び「コンプライアンス規程」等を策定し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款、社会規範、企業倫理等に適合することを確保する体制の構築、維持及び強化を推進する。
 - 当社子会社は「グループ規程」に基づき、法令、定款、社会規範、企業倫理等の遵守が適切に行われる体制をとる。
 - 当社は当社及び当社子会社のコンプライアンスに関する体制の実効性のモニタリングを行う。
 - 当社は内部通報窓口を内部監査部門・法務部門及び外部弁護士事務所に設置し、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに当該窓口へ報告することを定め、当社グループの問題の早期発見・未然防止を図る。
 - 当社及び当社子会社は、ハラスメントの相談窓口を人事部門に設置し、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人はハラスメントを目撃した場合等には、直ちに当該窓口へ報告することを定める。
 - 当社及び当社子会社は定期的にコンプライアンスに関しての社内研修を実施し、コンプライアンス意識の向上と内部通報制度の周知を図る。
 - 当社及び当社子会社は法令違反、社内規程違反その他コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した取締役及び使用人に対し、厳正な処分を課す。
 - 当社及び当社子会社は市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じることがないよう毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。
 - 関連法規及び基準に則った報告の作成手続等を社内規程に定め、組織内外への報告、適時適切な開示を実施する。
 - 内部監査活動を効率的・効果的に推進するため、内部監査の実施に関する基本的事項を定めた「内部監査規程」を策定し、監査対象組織等から独立した代表取締役社長直轄の組織として内部監査部門を設置する。内部監査部門は「内部監査規程」に基づき、独立・客観的な立場で、グループ全体に対しガバナンス、リスクマネジメント及び内部統制の各プロセスの妥当性・有効性の評価並びに提言を行う。内部監査部門は代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づき内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び被監査部門に報告する。
- 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役及び監査等委員会が随時閲覧できる体制を構築する。
- 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当社は、多様化するリスクに備えて「リスクマネジメント規程」を策定する。取締役会、グループ経営会議及び各種委員会において重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除・軽減を図る。
 - 当社子会社は「グループ規程」に基づき、当社の支援のもと、当該子会社の事業の継続・発展を実現するためにリスクマネジメントに関する体制を自ら構築し、これを阻害するリスク事象全般について当社へ報告する。
 - 当社は当社及び当社子会社のリスクマネジメントに関する体制の実効性のモニタリングを行う。
 - 内部監査部門によるリスク管理体制及びリスク管理の実施状況の監査により、リスクの早期発見・解決を図る。
- 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 執行役員制度の活用により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進するとともに、重要案件については効率的に事前審議等ができるように取締役会制度を整備する。
 - 当社は、取締役会で選任された構成員からなるグループ経営会議を設置し、一部の業務執行の決定について取締役会から権限委譲することにより、意思決定の迅速化を図る。
 - 業務執行における責任体制を確立し業務を円滑かつ効率的に行わせるため、職制、組織、業務分掌、権限等に関する基準を「グループ規程」「組織規程」「職務権限規程」等の社内規程において明文化し周知徹底する。
- 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「グループ規程」等の社内規程において子会社における職務の執行に係る手続を定め、当社における事前審査・諮問・承認等及び子会社における起案・決裁・報告事項等を明示する。

6 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会室等の使用人は監査等委員会を補助する。

7 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会室等の使用人は監査等委員である取締役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及び他の使用人等の指揮命令を受けず、専ら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

(2) 当該使用人の任命・人事異動・懲戒及び人事評価については予め常勤監査等委員の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

8 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 「取締役会規程」に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査等委員会は取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会・グループ経営会議等においてその内容を確認することができる。

(2) 前記の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査等委員会はこれらを閲覧し必要に応じ内容の説明を求めることができる。

(3) 取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告する。

9 当社子会社の職務の執行に係る者又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

(1) 子会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(2) 子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査等委員会に報告する。

10 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底する。

11 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12 その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役・使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の場を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社グループは市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じることがないよう毅然とした姿勢で組織的な対応をとっております。

(2) その組織的な対応として、法務部門を反社会的勢力対応部門として「反社会的勢力対応細則」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生したときは関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり、組織的に対処できる体制を構築しております。

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)適時開示に係る方針

当社は適時適切な情報開示により、株主・投資家等への説明責任を果たすことが、コーポレート・ガバナンスの根幹であるとの認識から、関連法規及び東京証券取引所の有価証券上場規程に則り、投資判断上重要な会社情報を迅速、正確かつ公平に開示する社内体制を構築しております。

(2)適時開示に係る手続

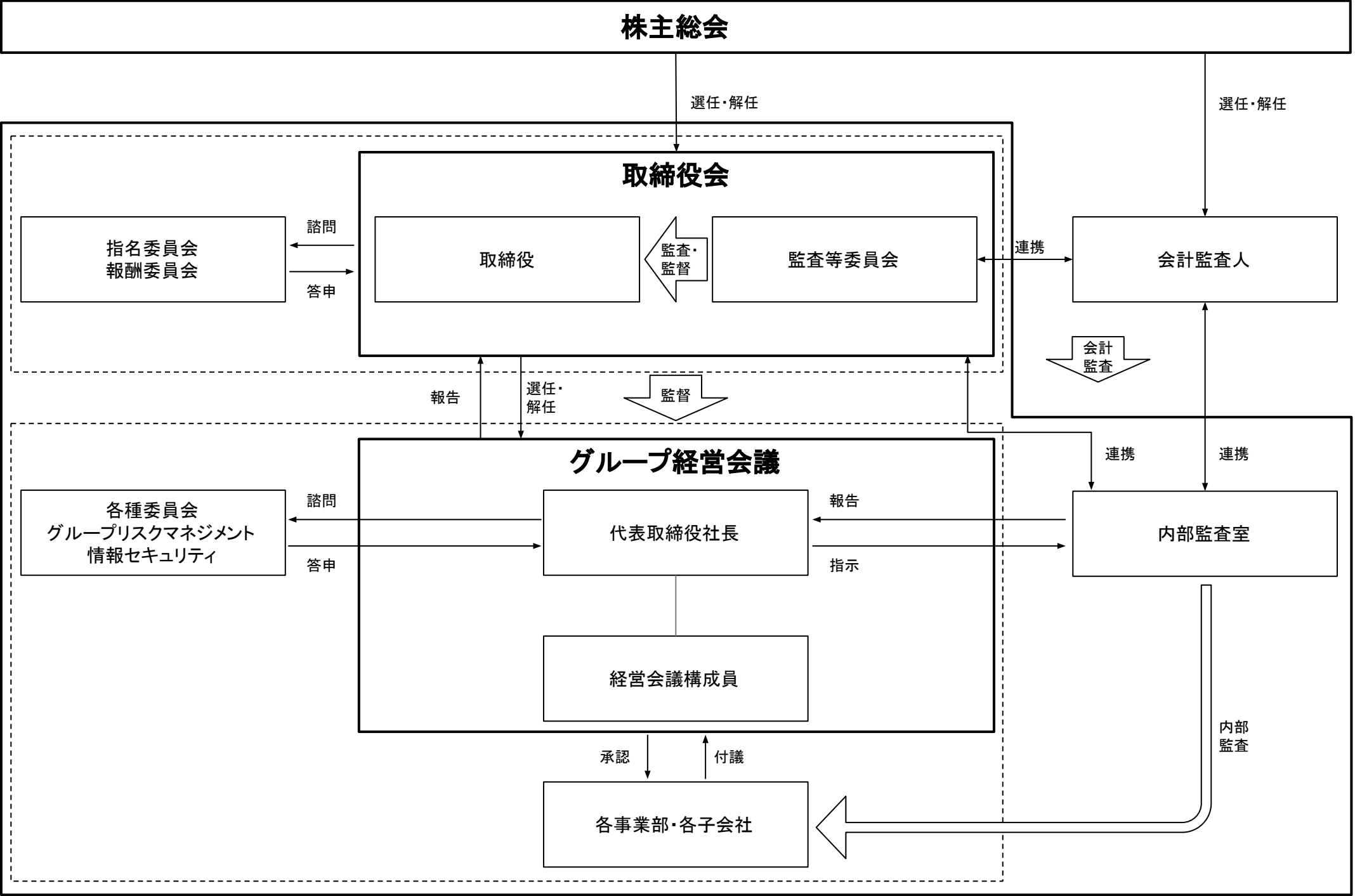
適時開示を要する重要事実該当しうる情報は、取締役会又はグループ経営会議への上程を通じて事務局に集約しております。開示要否はIR担当取締役がIR担当部署と協議し、必要に応じて関連部署や外部弁護士等とも確認のうえ判断いたします。開示が必要と判断された情報は、取締役会又はグループ経営会議にて開示の概要を確認のうえ、決定事実及び決算情報に関しては機関決定後、発生事実に関しては発生後直ちにIR担当部署が開示手続を行います。

(3)重要事実と情報漏洩防止

当社は「内部情報及び内部者取引管理規程」(以下「当規程」)を制定し、重要事実を「適時開示を義務付けられている情報」に限らず、「(適時開示に)該当しなくとも開示することが投資者にとって有用であると判断される情報」と定義しております。さらに当規程は重要事実の情報漏洩を禁じており、法務担当部署によるインサイダー関連の研修受講を義務とする等、情報漏洩防止の啓蒙活動を実施しております。

(4)適時開示に係るモニタリング体制

取締役会には全ての監査等委員である取締役が、グループ経営会議には常勤監査等委員である取締役が出席し、開示される議案の内容を事前に確認しております。



情報の収集

本社・グループ会社各部門

取締役会事務局
グループ経営会議事務局

開示判断

IR担当取締役

機関決定

取締役会/グループ経営会議

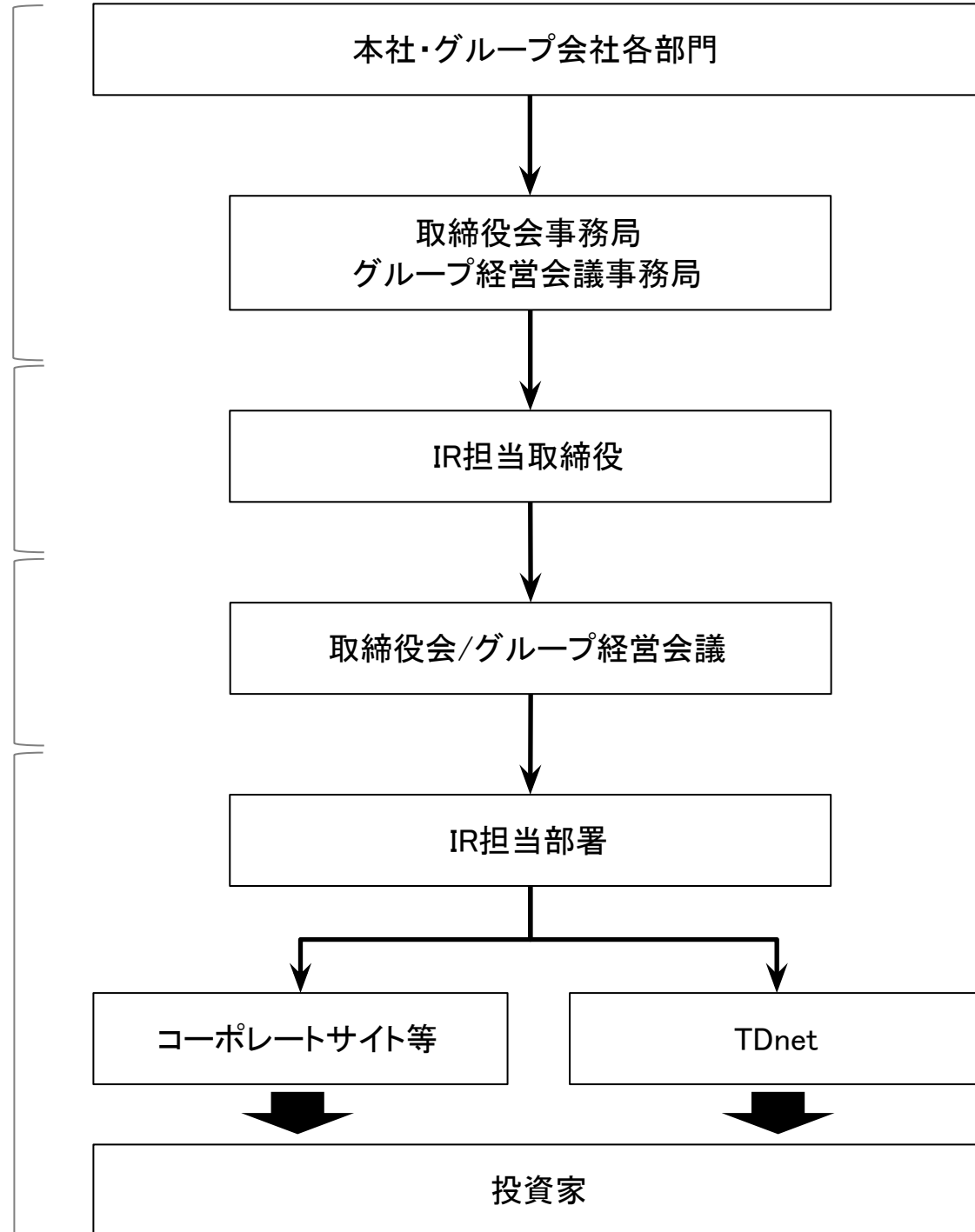
開示の実施

IR担当部署

コーポレートサイト等

TDnet

投資家



【当社取締役のスキル・マトリックス】

氏名	性別	当社における地位等	経験・専門性						
			企業経営	当社事業における経験	業界における経験	テクノロジー	財務・会計	ガバナンス	法務・コンプライアンス・リスク管理
田中 良和	男性	代表取締役会長兼社長 最高経営責任者	●	●					
藤本 真樹	男性	取締役上級執行役員 最高技術責任者	●	●		●			
大矢 俊樹	男性	取締役上級執行役員 最高財務責任者	●	●	●		●		
小竹 讃久	男性	取締役上級執行役員 最高戦略責任者	●	●					
荒木 英士	男性	取締役上級執行役員	●	●					
夏野 剛	男性	社外取締役	●		●				
飯島 一暢	男性	社外取締役	●		●				
水野 道訓	男性	社外取締役	●		●				
高木 憲一郎	男性	社外取締役 常勤監査等委員			●		●	●	●
島 宏一	男性	社外取締役 監査等委員	●		●		●	●	●
渡辺 伸行	男性	社外取締役 監査等委員						●	●
芦澤 美智子	女性	社外取締役 監査等委員					●	●	●